

令和 6 年 8 月 5 日

大津市公営企業管理者
南 堀 弘 様

大津市ガス特定運営事業等検証委員会

委員長 草 薙 真 一

大津市ガス特定運営事業等に係る令和5年度モニタリング結果に関する答申について

当委員会は、令和6年7月23日に会議を開催し、大津市ガス特定運営事業等に係る公共施設等運営権者が行った業務の実績について、貴市が実施したモニタリング結果について検証を行いました。

つきましては、当委員会として別紙のとおり意見、助言等をまとめましたので、答申します。

大津市ガス特定運営事業等モニタリング結果報告書

【本市モニタリングの結果】

令和6年7月23日

対象年度	令和5年度	対象期間	自 至	令和5年4月1日 令和6年3月31日	本市確認日	令和6年7月11日
モニタリング事項	1. 経営・財務等に関する事項					
モニタリングの内容及び書類等	別紙 大津市ガス特定運営事業等 モニタリング確認チェック表のとおり					
現地確認の有無	■ 有り □ 無し ※有りの場合：モニタリング確認チェック表の備考欄を参照					
概況及び確認結果	<p>本事項については、要求水準書や提案事項等を基に着実に実施されており、レベル1以上に該当する事象は発見されなかった。</p> <p>公共施設等運営権者（以下「運営権者」という。）の令和5年度営業損益については、昨年度の赤字から黒字転換した。これは、大津市ガス供給条例の改正による料金上限の引き上げにより、原料費の変動を適切に価格に転嫁できるようになったことが主要因である。</p> <p>事業毎では、ガス小売事業については、調定件数の増加に伴う売上高の増加や勘定外ガス量の増加に伴う仕入高の減少により、計画より増益となった。</p> <p>附帯業務については、保安部門の体制強化のため採用を進めていることなどの影響から労務費が増加し、営業赤字となっている。</p> <p>任意事業については、昨年度と比較して売上高が減少するも、販売費及び一般管理費も減少したことにより、営業黒字を計上している。なお、令和5年12月より、新たな任意事業として、ガス小売事業に付随・関連する広告事業を追加されている。</p> <p>その他、地元企業への優先発注や消防署主催イベントへの参加、市内在住者の継続雇用など、地域経済や社会貢献活動を積極的かつ適切に実施されていることを確認した。</p> <p>本年の現地モニタリングについては、内部統制に関する事項や導管業務における中立性確保に関する事項等について、運営権者事務所にて確認を実施し、各チェック項目について、適切に実施・管理できていることを確認した。</p>					

【運営権者への指導等】 ※大津市ガス特定運営事業等モニタリング実施計画書P18～

対応日 (通知日等)		対応No.		※指導等の経過管理は、別紙の経過一覧を参照
区分	□ 指導 □ 勧告 □ 命令 □ その他 ()			
契約内容 未達事象	本モニタリング事項について、契約内容未達事象は確認されなかった。			
是正内容				

【大津市ガス特定運営事業等検証委員会による本市モニタリングの検証結果】

委員会検証日	令和6年7月23日
意見・助言等	<p>令和5年度については、営業黒字であったこと、また会社経営上の重大な問題は確かに見受けられないことから、本事項に係る市のモニタリング結果は、適切であると判断する。</p> <p>ガス小売事業については、他小売事業者や代替エネルギーとの競争など、引き続き厳しい環境が予想されることから、市においては、顧客数やスイッチング件数などの見通しを注視しながら、しっかりと運営権者の経営状況をモニタリングしていただきたい。</p> <p>また、附帯業務であるが、人員確保や人材育成などについて、運営権者と市で連携を図り、引き続き保安体制の強化に努めていただきたい。</p> <p>さらに、新たな任意事業を開始されたことから、独立採算の確保や法令順守などについて、確実にモニタリングされたい。</p>

大津市ガス特定運営事業等モニタリング結果報告書

【本市モニタリングの結果】

令和6年7月23日

対象年度	令和5年度	対象期間	自 至	令和5年4月1日 令和6年3月31日	本市確認日	令和6年7月11日
モニタリング事項	7. 任意事業に関する事項					
モニタリングの内容及び書類等	別紙 大津市ガス特定運営事業等 モニタリング確認チェック表のとおり					
現地確認の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し ※有りの場合：モニタリング確認チェック表の備考欄を参照					
概況及び確認結果	<p>本事項については、レベル1以上に該当する事象は発見されなかった。</p> <p>任意事業は黒字となっており、会社経営及びガス小売事業への悪影響がない状態であることや大きな苦情もないことを確認した。</p> <p>なお、事業開始当初より実施されている「大阪ガスの電気」の代理店販売については、運営権者のガス供給区域内における、「大阪ガスの電気」の令和6年3月末までの契約件数が、事業開始から累計約19,200件となっており、ガス小売の自由競争下において、お客様サービスの向上とガスの顧客確保に十分機能しているものと評価している。</p> <p>また、ガス小売事業に付随・関連する広告事業については、広告媒体の資産を有効に活用し、新たな財源の確保を図るとともに、市民サービスの向上や地域経済の活性化に寄与しているものと捉えている。</p>					

【運営権者への指導等】 ※大津市ガス特定運営事業等モニタリング実施計画書P18～

対応日 (通知日等)		対応No.		※指導等の経過管理は、 別紙の経過一覧を参照
区分	<input type="checkbox"/> 指導 <input type="checkbox"/> 勧告 <input type="checkbox"/> 命令 <input type="checkbox"/> その他 ()			
契約内容 未達事象	本モニタリング事項について、契約内容未達事象は確認されなかった。			
是正内容				

【大津市ガス特定運営事業等検証委員会による本市モニタリングの検証結果】

委員会検証日	令和6年7月23日
意見・助言等	<p>電気の代理店販売業務については、契約数が順調に伸びており、他社へのスイッチング防止策として有効な手段となっている。また、ガス小売事業に付随・関連する広告事業については、市民に対するサービス向上に繋がっている。このため本事項については、確かに市のモニタリング結果は適切であると判断する。</p> <p>運営権者においては、今後も、市民に対するサービス向上の観点から、積極的に任意事業を企画し実施していただくことを期待する。</p> <p>市においては、現在実施されている任意事業及び今後企画される任意事業について、引き続き適切なモニタリングに努めていただきたい。</p>